

No.155

(平成28年3月22日発行)
(2016年)

ひょうご発

生活情報レポート

Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、暮らしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、暮らしのエースを目指そうという意味が含まれています。

目次

CONTENTS

特集

1~4

消費者教育って何？

テスト&リサーチ

5・6

電池の異常発熱や
液漏れに注意！！

相談窓口案内

6



消費者教育って何？

大阪教育大学准教授 大本 久美子

1. はじめに

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、翌25年に消費者教育推進の基本方針が公表されました。兵庫県においても「生きる力を育み、自ら考え行動する自立した消費者、さらには、積極的に社会に参画、協働する消費者の育成」を目標に様々な取組が始まっています。

ところで皆さんは、消費者教育とはどのような教育だと思われるでしょうか。また消費者教育が今なぜ求められているのでしょうか。

本稿では、「消費者教育の推進に関する法律」に示されている定義や基本理念から、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育」に焦点を当ててみていきます。法律に示された「消費者教育」はどのような教育なのか、また消費者教育によってどのような「消費者」を育成しようとしているのかを考えてみたいと思います。

1. 「消費者教育の推進に関する法律」の概要

「消費者教育の推進に関する法律」は、第4章からなり20条の条文があります。第1条には**法律の目的**、第2条には消費者教育と消費者市民社会の**定義**、第3条には法律の**基本理念**が示されています。その内容は以下の通りです。

目的（第1条）

この法律は、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

定義（第2条）

「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

基本理念（第3条）

消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

消費者教育の定義に、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」と示され、消費者教育は、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育と啓発活動だけではないことが法律に明示されています。さらに環境教育、食育、国際理

解教育等との有機的な連携を図ったり、多様な主体と連携したりしながら消費者市民社会の形成者、構成員を育成することを目指して本法が制定されたことが条文から読み取れます。

それでは、次に消費者教育の内容としてどのようなものが示されているのか見ていくことにします。

2. 消費者教育の内容

消費者教育の学習内容を体系的に組み立て、理解を進めやすいように消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」は、幼児期から高齢期までの各段階の学習目標を4つの重点領域、10個の項目別に整理したものです。重点領域と項目を図で示すと以下のようになります。

消費者市民社会の構築

- 消費が持つ影響力の理解
- 持続可能な消費の実践
- 消費者の参画・協働

- 情報の収集・処理・発信能力
- 情報社会のルールや情報モラルの理解
- 消費生活情報に対する批判的思考力

情報とメディア

商品等の安全

- 商品安全の理解と危険を回避する能力

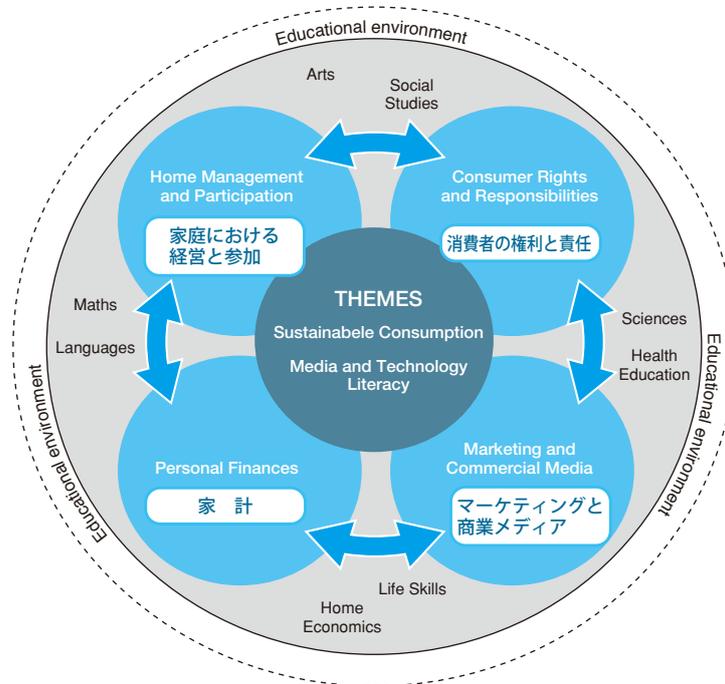
- トラブル対応能力

- 選択し、契約することへの理解と考える態度
- 生活を設計・管理する能力

生活の管理と契約

日本では、このような4つの重点領域で消費者教育の体系を図りましたが、北欧では下図のようになっています。「持続可能な消費」と「メディアおよび技術のリテラシー」の2つの統合的テーマが、「家庭における経営と参加」「消費者の権利と責任」「家計」「マーケティングと商業メディア」4領域全てに盛り込まれ互いに関連しあっています（北欧閣僚評議会「消費者コンピテンスの指導—消費者教育戦略（消費者教育の目標及び内容の提案）」より）。

〔新ガイドラインにおける消費者教育の学習テーマ〕



「北欧諸国における消費者教育」〔消費者教育ガイドライン(2000)〕では、学校での消費者教育の目標として「生徒の自主的な判断、批判的意識及び消費者の役割において積極的にアプローチするための能力を促進する」ことが掲げられ、アクションプランの領域は、以下の6つとなっていました。

- ① 家計（資源を節約し、自らの金銭を管理すること） 生活の管理と契約
- ② **消費者の権利と責任** 情報とメディア
- ③ 広告と影響力
- ④ 消費と環境 消費者市民社会の構築
- ⑤ 食育
- ⑥ 製品の安全性と生活上の安全 商品等の安全

これらはまさに、先の4領域と重なりがあるようにみえますね。つまり資源や金銭の管理、環境、製品の安全や広告、マーケティング、メディア、ホームマネジメントなど生活のあらゆる領域に関わる内容が消費者教育のテーマとなっています。

ところで、体系イメージマップにも示されている「**批判的思考力**」やアクションプランの目標に書かれている**批判的意識**とは、なんでも批判するという意味ではなく、**クリティカル**に考えるということ、言い換えると物事をうのみにせず自分の頭できちんと考え

たり、疑問を持ったりするという意味です。

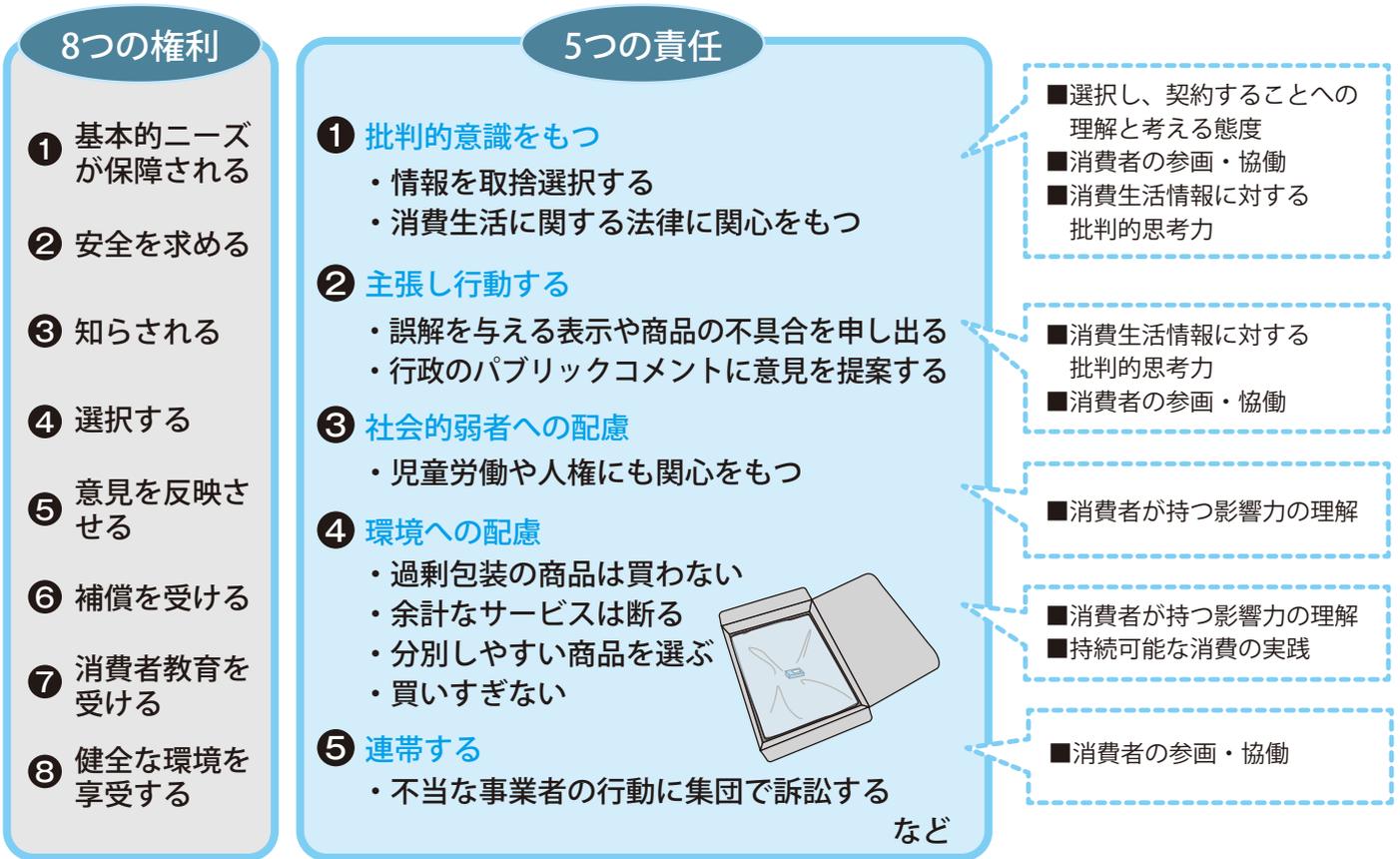
消費者の5つの責任の一つに「**批判的意識を持つ責任**」があります。消費生活に関連する情報に対する批判的思考力、例えば、「商品やサービスの表示、価格などに疑問や関心を持つ」、これは消費者の重要な責任、役割の一つであるということになります。

そこで最後に、CI（国際消費者機構）が提唱する8つの権利と5つの責任から、**消費者の責任**に焦点を当てて、先のイメージマップの内容を確認してみましょう。

3. 消費者の権利と責任

5つの責任の内容を詳しく見てみると、先に見た「消費者教育体系イメージマップ」の項目とも内容が重なっていることにお気づきでしょうか。具体的な行

動例を挙げてみました。紙面の都合でほんの数例ですが、皆さんもぜひ考えてみてください。私たち消費者の役割（責任）はたくさんありますね。



4. おわりに

3月15日は**世界消費者権利デー**※です。この世界消費者権利デーは、消費者及び事業者が多様な活動に参加する重要な機会ともされています。私たち一人ひとりが、自らの消費行動が社会の経済や地球環境に影響を及ぼし得るものであることをきちんと自覚し、主体的に社会の形成に参画することが求められています。

今、消費者を取り巻く環境は、高齢化、高度情報化、グローバル化等の中で大きく変化してきています。環境変化に応じて、柔軟に考え方やライフスタイルを創り変え、市場や社会の枠組みを組み直したり、新しい力を身につける必要があります。例えば、情報を“正確”にキャッチし、様々な問題を断片的な「部分」としてではなく、総体的多面的にとらえ、本質を

見抜くことができる力、さらには、表面的な問題に惑わされず、問題の背景やリスクを推測できる力なども必要です。

今までご紹介した内容を振り返ってみると、消費者教育においては、「消費者の権利と責任（役割）」をしっかりと実践できる力を育むことが重要ですね。消費者教育を通じて、**批判的思考力**や**社会参画力**など、社会で生きていくための重要な力を身につけることができます。

消費者教育とは、消費生活に関連する内容をきちんと学習（理解）し、個人の利益よりも社会の利益を優先した新しい消費者市民社会を「共に創っていく」ための教育ともいえそうです。

※ 1983年に国際消費者機構（CI）が消費者の権利確立などを訴える日として提唱。1962年3月15日に当時のアメリカ大統領、ジョン・F・ケネディ氏が消費者の4つの権利を盛り込んだ「消費者の権利、消費者の利益保護に関する特別調査」を提案した日由来。日本は消費者基本法（2004年）に消費者の権利が位置づけられた。

電池の異常発熱や液漏れに注意！！

懐中電灯や電子辞書等に使用されている乾電池・充電電池について、異常発熱や液漏れに関する相談が県内消費生活窓口に寄せられています。相談事例から、一般的な電池の取り扱い方法・使用上の注意点を紹介します。

1. 相談事例

(1) 電池が異常に発熱した事例

ICレコーダー用に使っていた充電式ニッケル水素電池(単4形,1.2V)2本を、鍵類と一緒にズボンのポケットに入れていたところ、このうちの1本が異常に発熱し、電池の⊕極付近が溶けたようになった。

異常発熱の原因

苦情品の電池2本のうち、1本の電池が⊕極付近で電池表面のフィルムが熱で収縮しており、⊕極部分に樹脂の溶融物が付着していました。また、電池の電圧を測定すると、⊕極付近に溶融物が付着した電池は完全放電に近い状態でした。電池が異常に発熱した当時の状況から、ポケット内で鍵や金属製チェーン等により、電池の⊕極と⊖極が短絡(ショート)したことが原因と考えられます。

写真
苦情品(左)
同型品(右)
⊕極付近

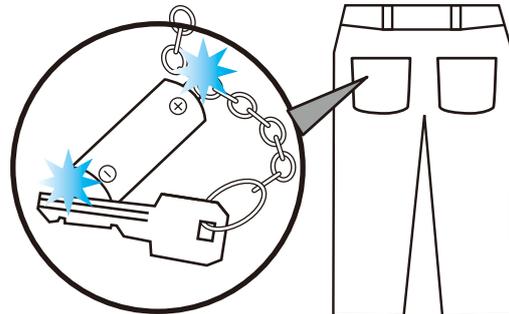
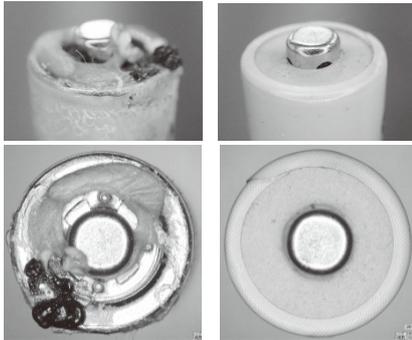


図. ポケット内の鍵によって短絡(ショート)したイメージ図

(2) 電池から液漏れした事例

電子辞書に入れていたアルカリ乾電池(単4形,1.5V)2本のうち1本から液漏れしているのに気が付いた。

液漏れの原因

電子辞書のアルカリ乾電池(単4形)2本のうち1本は外側のフィルムが剥がれ、⊖極付近に液体が付着した痕跡がありました。また、電子辞書の電池ケース内にも、電極に白い結晶が付着していました。乾電池の電圧を測定すると1.0V未満であったため、過放電(寿命を超えてさらに放電が続いた状態)により乾電池の安全弁※が動作し、乾電池の内部から電解液が漏れた(液漏れを生じた)と考えられます。

※安全弁

電池の過放電や逆装てんによる充電等が原因で、電池の内圧が極度に上昇した場合に、電池の安全弁が開き、内圧上昇の原因となるガスを電池の外部へ放出し、電池の破裂を防止する。その際、ガスとともに電解液も外部に漏れる。

2. 電池を取り扱う際の注意点

電池を使用・保管する際は、下記の点に注意しましょう。

(1)電池をアクセサリーやヘアピン、鍵等の金属製品と一緒に保管しない。

金属製品で⊕極と⊖極がつながると、短絡(ショート)が発生し、電池が異常に発熱し危険です。

(2)電池を使い切ったら早めに取り出しましょう。電池が過放電し液漏れする場合があります。

(3)電池から漏れた液が皮膚や衣服に付いた場合は、水で洗い流しましょう。

万が一、目に入ると失明等の危険があるので、多量のきれいな水で洗い流し、医師の診察を受けてください。

(4)電池を機器に装てんするときは、⊕極と⊖極の向きが正しいかよく確認しましょう。

誤った方向で装てんすると、液漏れや発熱、破裂等の危険があります。

くらしに関する相談は…

●市町の相談窓口●

神戸市生活情報センター 078-371-1221
尼崎市消費生活センター 06-6438-0999
西宮市消費生活センター 0798-64-0999
芦屋市消費生活センター 0797-38-2034
伊丹市消費生活センター 072-775-1298
宝塚市消費生活センター 0797-81-0999
川西市消費生活センター 072-740-1167
三田市消費生活センター 079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー 072-766-1110
あかし消費生活センター 078-912-0999
加古川市消費生活センター 079-427-9179
高砂市消費生活センター 079-443-9078
稲美町消費生活相談窓口 079-492-9151
播磨町消費生活相談コーナー 079-435-1999

西脇市消費生活センター 0795-22-3111
三木市消費生活センター 0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー 0794-63-1000
加西市消費生活相談窓口 0790-42-8739
加東市消費生活相談窓口 0795-43-0502
多可町消費生活センター 0795-32-4777
姫路市消費生活センター 079-221-2110
神戸町役場住民生活課 0790-34-0962
市川町役場住民税務課 0790-26-1011
神崎郡消費生活の中核センター
(福崎町立生活科学センター内) 0790-22-4977
相生市消費生活センター 0791-23-7130
たつの市消費生活センター 0791-64-3250
赤穂市消費生活センター 0791-43-7067
宍粟市消費生活センター 0790-63-2225

太子町生活福祉部生活環境課 079-277-1015
上郡町消費生活相談窓口 0791-52-1115
佐用町消費生活センター 0790-82-0670
豊岡市くらしの相談室 0796-21-9001
養父市消費生活相談窓口 079-662-3170
朝来市消費生活相談窓口 079-672-6121
香美町消費生活相談窓口 0796-36-1941
新温泉町消費生活相談室 0796-92-2070
たじま消費者ホットライン 0796-23-1999
篠山市消費生活センター 079-552-1186
丹波市消費生活センター 0795-82-0996
洲本市消費生活センター 0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター 0799-43-5099
淡路市消費生活センター 0799-64-0999

●県の相談窓口●

生活科学総合センター 078-303-0999
東播磨消費生活センター 079-424-0999
中播磨消費生活創造センター 079-281-0993
西播磨消費生活センター 0791-58-0993

但馬消費生活センター 0796-23-0999
丹波消費生活センター 0795-72-0999
淡路消費生活センター 0799-23-0993

●生活科学総合センターホームページもご覧ください。
(<http://www.seiken.server-shared.com/>)

●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファクスでも!
E-mail:seikatsukagakusogo@pref.hyogo.lg.jp FAX:078-302-4002

●消費者ホットライン● 188
(お近くにある相談窓口へつながります)

Aらいふ

No.155 平成28年3月22日発行

兵庫県生活科学総合センター
研修広報部 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

☎(078) 302-4000

27企②-041A4